

ソーシャルファーム支援事業補助金交付要領

令和3年4月1日 3東し雇第36号

令和5年4月1日 4東し企雇第6002号

令和7年4月1日 7東し企企第127号

(総則)

第1条 ソーシャルファーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、同交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領に用いる用語については、要綱に定める用語の例による。

(補助対象事業者の要件)

第3条 要綱第4条及び要綱別表1で定める補助対象事業者の要件は、補助金の事業終了後の実績報告に至るまで満たしているものとする。

2 要綱別表1（2）の都税の未納付とは、納税義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税の未納がある場合とする。納税義務がない場合、課税されない理由が分かる書類を提出すること。

(補助対象経費)

第4条 要綱別表2-2及び要綱別表2-3で定める補助対象経費のうち、整備・改修費等における広告・販路開拓費等について、就労困難者の人材の募集等に係る費用とは、予備認証申請後新たに雇用する就労困難者と認められる者（以下この項において「就労困難者」という。）の人材の募集に係る費用又は就労困難者が受講する定着支援のための就労訓練費等に係る費用とする。ただし、就労困難者が雇入れ日より前に受講した定着支援のための就労訓練費等に係る費用は補助対象外とする。

(補助対象期間)

第5条 要綱第7条（1）のソーシャルファームとしての事業開始日とは、東京都（以下「都」という。）の予備認証を受けた補助対象事業者が都に認証を申請する日をいう。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年3月31日までになされた交付申請については、なお従前の例による。